

総務常任委員会記録

令和4年12月12日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時00分

○出席委員（6名）

13番 尾崎 寿一 委員 14番 蒔 苗 博 英 委員 18番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 24番 工 藤 光 志 委員

○欠席委員（1名）

23番 越 明 男 委員

○出席理事者（5名）

総務部長 番場 邦 夫 契約課長 黒 沼 立 真
公園緑地課長 土 岐 康 之 人事課長 堀 川 慎 一
人事課長補佐 福 士 太 郎

○出席事務局職員（2名）

局 長 佐 藤 記 一 書 記 成 田 敏 教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案6件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第127号 工事請負契約の締結について（令和3年度史跡弘前城跡本丸石垣東面（南側）積直し工事）

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第127号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。議案第127号につきまして、参考資料として工事概要及び図面のほか、随意契約見積執行書をお配りしております。それでは、議案第127号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、はらみが生じ、修復のために解体した史跡弘前城跡本丸東面の石垣のうち南側工区について、遺構の保存復旧及び石垣の積直しを行おうとするものであります。

工事名称は、令和3年度史跡弘前城跡本丸石垣東面(南側)積直し工事で、工事場所は弘前市大字下白銀町地内であります。

工事の概要は、石垣修復のほか、遺構の復旧や湧水箇所の排水対策工事などを現在施工中の北側工区に引き続き行うもので、契約金額は5億9950万円、契約の相手方は大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和7年3月15日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

- 委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 21番(三上秋雄委員) 今、この工事の随契ということで、今までやっているところとグループは変わらないのかな。
- 契約課長(黒沼立真) このたび、南側工事の落札業者と申しますか、契約業者でありますけれども、大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体ということで、現在施工中の北側工事と全く一緒のJVということになります。
- 21番(三上秋雄委員) グループは変わらないということで、そのほかには、これに載っていないということは申込みがなかったのかなということだと思っただけけれども、参加するというので、工事を出した時点でここ1者しか来なかったのか。それともこちらから随契ということで名指しでいったのか。そこをちょっとお聞きします。
- 契約課長(黒沼立真) 現在施工中の北側工事につきましては、入札でやっておりますので、参加者が1グループということだったのですけれども、今回のやつに関しましては、北側工事の発注の際に、直接関連する継続工事として、その受注者と随意契約することを予定していたものでありまして、今回は指名通知の中で、もう最初から1JVとして、そこと一者随契しますよということで指名通知を行って、見積り合わせをして、このたび仮契約をしたというものでございます。
- 21番(三上秋雄委員) 今、最初の契約のときからここにやるのだという感じのニュアンスの話が出ていたわけですがけれども、恐らく補助事業とかがあって、二つに分けて工事が発注されていくのだと思っただけけれども、そういうことは可能なのか。例えば、一つ目の最初の工事をやっているときに、次もやらせるのだという、そういうのはあるのか。
- 契約課長(黒沼立真) 補助事業か云々の話は、今、公園のほうからまた補足で説明してもらおうとしまして、契約の部分で申し上げますと、自治法の施行令、あとは弘前市一者随意契約ガイドラインの中においても、契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、契約の相手方を予定しているものと、一者随契することができるというふうに規定しておりまして、例えば今回のやつに関しては、先ほどちょっと申し上げましたように、そもそも一体的に行うべき継続工事として当初から計画していたものでありまして、ただそれをなぜ2工期に分けたのかといいますと、その北側の工事をやっている間に天守台部分の工法を検討する必要があったというふうに公園緑地課のほうから伺っております。そのために分割で発注したということになっておりまして、ただし、先ほど申し上げたように、継続して行うべき工事等であれば、あらかじめ覚書であるとか、協定であるとか、その辺で予定しておくことは可能ということになっております。
- 21番(三上秋雄委員) 最後。今、課長のほうから説明があつて大体分かりましたけれども、

あらかじめそういうふうな工事の契約はできるのだという話でしたので、我々議会にそういう説明をしたのか、私が忘れたのか分からないのだけれども、あらかじめそういうのは、私から見れば、工事が2本で出ている感じがするのさ。それで、工事の契約の条件の中に、内々で、反対というわけではないのだけれども、そういう取決めが行われたというのは、恐らく私たち議会には説明していないと思うのだけれどもさ。これ、ある程度大きい工事であったし、そういうのをちょっと今話を聞いて思ったはんで聞いたのだけれどもさ。

最終的にはきちんとしたものでやってもらえれば、それはそれでいいと思うのだけれども、そういうところを今後、気をつけてもらえればいいなと思いますので。終わります。

○22番（佐藤 哲委員） 今、工事費については、三上委員の質疑である程度納得ができました。

ところで、当初、20年ほど前にこの石垣をやり始めようかというときから見て、この工事の期間とか、それから工事費というのが、どういふ変化をしてきたのか。当初の、最初のもくろみから見てどのくらい変わってきているものか。

これについては、やっぱり市民からも随分とそういう、何ぼでも時間がかかれば何ぼでもかかっていくのではないかというふうな話も出ておりますので、ちょっとこの辺について説明を願いたいと思います。

○公園緑地課長（土岐康之） ただいま御質疑がありまして、当初、26年度のほうから石垣の解体をしていこうということで進んできておりまして、長い時間がかかっております。その間にスケジュールとかもいろいろと延びてきた経緯がありまして、その当初から、金額がというところで、詳細のところは今、具体的には説明がちょっとできませんけれども、いろいろと工事を進めるに当たりまして、いろいろな対応が出てきております。

それで、遺構が出てきたりとか、そういうのもありますし、今回も北側も含めて、今回も湧水対策ということで、湧き水の対策を講じなければならないということもありますし、今後も本丸自体の排水対策も必要ということも出てきます。

それで、令和元年度に、このまま石垣を積み上げて、そこに天守を戻すという当初の計画であったのですけれども、耐震的などころを調査して、あと全国的にも地震によって石垣が崩落しているということも鑑みて、国のほうから耐震対策、本丸、天守自体が石垣に負荷をかけないような形できちんと、もっとより耐震化の強化を図らなければならないということで、そこも補強するよにということで、今回、2工区に分けてということで、契約課長からも話がありましたけれども、当初は南側からやって早めに天守のほうを引き戻す、そちらを優先するような工程だったのですけれども、それに耐震化の方法というのを、天守の乗るところのくいを打つというところの検討もありましたので、先に天守側ではない、北側のほうから石垣のほうを積直して、工区を分けて、今回、北側が終わるということで、南側を積むということで期間もちょっと、いろいろ進むに当たって出てきた課題への対策と経費的などころもそういうくいを打つというところ、耐震化に関しましても増えてきておりますけれども、こちらの事業の石垣の積直しも含めた石垣修理事業に関する財源につきましては、今までも同じく、文化庁のほうからは50%の補助、45%が起債、5%が弘前公園お城とさくら基金を活用させていただいております。

○22番（佐藤 哲委員） ついでですので、起債が最終的にどのくらい戻ってくるのかという、ちょっと説明を願いたいと思いますけれども。

そのほかに、そもそもあの石垣をやり始めているときに、排水が悪いから、膨らみがあったからやったわけですよ。排水については、当初から完全に我々の頭の中にあつたわけでした、

今さら排水対策ということと言われる必要もないたもんです。そういうのは最初から分かっているし、それから耐震という問題になれば、耐震についてはあそこだけに限らないわけですよ、本丸の石垣というのはほかにもあるわけですよ。実際に、今まで崩れてきた経緯もあるわけですよ。

その耐震を考慮しろというふうに文化庁から言われているということは、あそこのみならず、ほかのところも今後、手をあげていがねばまねということの意味して発言したわけなのですか。どうなのですか。

○公園緑地課長（土岐康之） ただいまの、すみません、先に先ほどの発言の中の排水対策というところでいきますけれども、確におっしゃったとおり、水の関係が膨らみの、石垣が膨らむ大きな要因になっているということで、その点に関しては、前々からそこら辺を御説明して対策するということになっておりました。

それで、今年度、8月に集中的な豪雨がありましたけれども、そこで改めて皆さんが天守、本丸のほうに上がるあの平たい部分、地面のところも大分水のほうにたまと、そちらの水が下に浸透して、地層的に石垣のほうに流れてくるということもあって、そこの上の面の排水の対策も今後、追加でやっていかなければならないということで、今年度追加でやっていこうということにしております。

耐震化に関しましては、国のほうとしては基本的には史跡以上なのですけれども、特に重要文化財に指定している部分が、天守もそうですけれども、それ以外のやぐらと城門がありまして、今回、城門のほうを前年度から保存修理ということで、まず、追手門のほうと南内門のほうをやらせていただきましたけれども、そちら普通の、いろいろなしっくいとか瓦のほうの屋根のほうのふき替えに加えて、耐震工事というのを一緒にやっております。通常、地震が起きますと、その前の調査の段階で、風の影響も考慮してですけれども、建物の土台があまりちゃんと地面に固定されていない部分が弱いというところで、そこが浮き上がってしまうということで、それに対する補強の耐震化の工事もしておりますので、今後、いろいろと弘前の史跡の中で、講じていく工事に関しましては、そういう耐震化というのは常に検討して講じていくということになっております。

○22番（佐藤 哲委員） ちょっと話がそれてきたので、元に戻しますけれども、今回の工事の話に戻します。本丸の石垣修理は、この調子でいくと最終的に工事が完了するのはいつということ想定できるわけですか。

○公園緑地課長（土岐康之） こちらの今後のスケジュール的なところになりますけれども、石垣の積直し、南側のところが令和5年度の、来年のさくらまつりのほうから本格的に始まりまして、令和6年度ですので令和7年3月で積直しのほうは完了する予定です。それで、その後——その後というか、並行しまして令和5年度の後半からは石垣の積直しとともに天守の基礎耐震補強の設置工事のほう、4本のくいを打ってやっていくというものが入ってきまして、そちらのほうは令和8年度上半期の完成を見込んでおります。

それで、天守の引き戻しに関しましては、令和7年度と令和8年度の2か年で実施していくような、現時点では計画をしております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第141号 定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第141号定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第141号定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、令和3年6月の地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から国家公務員と同様に、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや役職定年制の導入等の措置を講ずるため、関係する条例について所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例案の説明に先立ちまして、定年引上げに伴う制度の概要について御説明申し上げますので、お手元の配付資料1を御覧くださいようお願いいたします。

まず、2、制度の概要、(1)定年年齢の引上げから御説明いたします。これまで原則60歳であった定年年齢が、令和5年度から2年経過ごとに1歳ずつ引き上げられ、令和13年度以降、65歳となるものでございます。

次に、(2)役職定年制につきましては、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、課長級以上の管理監督職については、60歳に達する日以後、最初の4月1日、以下、特定日と呼ぶことといたします、に管理監督職以外の職へ降任するものであり、当市におきましては、降任後の職位を課長補佐級とするものであります。なお、非管理監督職の定年引上げ後の職位につきましては、60歳に達する日の属する年度の3月31日、すなわち特定日の前日時点での職位を引き継ぐものであります。

次に、(3)特定日以後の職員の基本給月額につきましては、特定日の前日、3月31日時点の7割水準とするものであります。

次に、(4)退職手当算定の特例につきましては、60歳に達する日の属する年度の3月31日以後、職員の非違行為によらずに定年前に退職した者、すなわち、従来の定年である60歳の年度末以後に退職を選択した職員については、不利にならないよう当分の間、定年退職と同じ支給率により算定するものであります。また、7割水準の基本給月額となる場合及び役職定年による降任等により基本給月額が減額される場合において、60歳時の最も高かった基本給月額を算定に用いるピーク時特例を適用するものであります。

次に、(5)再任用制度につきまして、まず、現行制度は廃止となります。新たに導入される定年前再任用短時間勤務制とは、60歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後引き上げられた定年退職日前に退職した職員を、本人の希望により引き上げられた定年退職日までの間、短時間の再任用職員として、現行の再任用短時間勤務制度と同じ任用条件で採用する制度であります。また、暫定再任用制度とは、定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間において65歳までの雇用を確保するため、定年退職日の翌日から65歳の年度末までの間、現行の再任用制度と同じ任用条件で暫定的に再任用制度を存続するものであります。

最後に、(6)情報提供・意思確認につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に、特定日以後の任用、給与等に関する情報提供や意思確認を実施するものであります。

このたびの地方公務員法の改正を受け、当市におきましては、弘前市職員の定年等に関する条例をはじめとして、15の関係条例の改正を行うものであります。

それでは、議案第141号定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案の概要について御説明申し上げます。

配付資料2、「定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案」概要を御覧くださいようお願いいたします。

第1条では、定年の引上げ等に伴い、職員定数上の影響があるため必要な規定を整備するものであります。

第2条では、定年前再任用短時間勤務制により雇用される職員を人事行政の運営等の状況の公表の対象とする規定を整備するものであります。

第3条では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う当該職員の正規の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日、年次有給休暇等の規定を整備するものであります。

第4条では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び役職定年制の特例任用に該当する職員に係る規定を整備するものであります。

第5条では、役職定年制の導入及び60歳を超える職員の基本給月額を7割水準とする基本給の減額を降給に位置づけるため、降給の事由に係る規定を整備するものであります。

第6条では、定年の引上げや役職定年制等に係る規定を整備するものであります。

第7条では、減給の効果について、発令の日に受ける基本給の月額を基礎として計算した減給の額が、現に受ける基本給の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる規定を整備するものであります。

第8条では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものであります。

第9条では、定年引上げ後における給与に関する規定を整備するものであります。

第10条では、定年の段階的な引上げ等を内容とする県教育職の職員の改定に準じて、規定を整備するものであります。

第11条及び第12条では、技能労務職及び企業職について、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び60歳を超える職員の基本給月額は、市職員給与条例に準じて定める規定を整備するものであります。

第13条では、定年引上げ後における退職手当に係る規定及び非常勤職員に係る退職手当の支給対象要件の緩和に伴う規定を整備するものであります。

第14条では、役職定年制において特例任用された職員に係る規定を整備するものであります。

第15条では、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、条例を廃止するものであります。

最後に、本条例の施行期日につきましては、一部、公布日とするほか、令和5年4月1日と

するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） 随分と関係条例があるのだということで驚きました。このぐらいやらないと、定年というのは変更がなかなか難しいのだということが分かりました。

それで、ちょっと分からないものが二、三ありまして、まず、この中でも、職位については課長補佐級までということで、5級まで下げるということはよく分かりました。給与も70%ということで、まあまあそんなものだろうなということになりますけれども。

そこで、実際、仕事をしている時間ですよ、仕事をしている時間。これはどう変化するものなのですか。やっぱり時間を短縮した状態で仕事に就いてもらうわけですか。まず、これについて……これ全部聞けばいいですか、一括で、どうですか、委員長。

○委員長（工藤光志委員） 一括で。一括でお願いします。

○22番（佐藤 哲委員）（続） 一括でって結構あるよ。それで、その辺が一つになります。

それから、この整備に関する条例案の3条、5条、15条についてちょっとお伺いをしますけれども、3条について、実は現行の再任用の制度で、今仕事をしている部分で、この前、こういうことがあったのです。8月の集中豪雨のときですよ。あのとき、岩木総合支所で避難してきた人たちのお弁当の問題がありまして、嶽の避難所に逃げ込んだ人たちのお弁当が手配されていないということがあって、それで、誰がそれを夜中に持っていくという話になって、こちらのほうから届けたということがあって、誰がそれを嶽まで、真っ暗な中で持っていくという段階になったら、あそこは、岩木のほうというのは、再任用の人たちも随分いて、みんな帰ってしまって、男の人たちがいなくなって、支所長が自ら走っていったと、女の人が。私がびっくりしたのは、おめ、よぐ頑張って行ったなあと、おっかねぐねがったがと言ったら、いやいや、水は流れているし、道路に石は転がっているし、すごく大変であったと。人いねのがと言ったら、うちのほうは再任用の人たちが多くはんで、早く帰ってしまうんだいなということがあったので、実際に普通に仕事を、一般の職員の人たちと、責任というものの感じ方が違ってしまってやっている可能性もあるのだなということをよく感じまして、その辺について、条例案には出てこないけれども、考慮されていくものなのかなということがあります。そのことをお聞きしたいと思います。

次に、5条。5条は先ほど、しょっぱなに聞いたとおり、基本給の減額を降給にすると。ただ、労働時間から考えてみて、時間給で考えたときに、時間給ですよ、降給という状態になっているものなのかどうか。いいですか、例えば、8時間仕事をしているのと、6時間仕事をしているのと、給料が70%になっても、割合はどう変化しているものかなと思うのです。それ、最初から8時間、60歳を越えてもずっと8時間仕事をするのだといえ別だけれども、今の再任用の人たちみたいに短い時間になったりすれば、そうすると降給に当たらない状態になっていくのではないかなという気もするのです。その辺を説明していただきたいと思います。

それで、15条。現行の再任用制度が廃止されることに伴う条例廃止。現行の再任用制度と今回のこの定年延長と、名前が違うだけでそう大きく変化が、実際には変化するものなのかどうかということなのです。70歳ぐらいまで、政府のほうでは仕事しろと言って、一般の民間であれば70歳ぐらいまでは、のれそれ仕事をするわけですよ。まともに、本当に8時間、若い人たちと一緒に仕事をしていくわけですよ。その辺と、役所の職員たちの待遇と変化があるものかどうかということをお聞きしたいと思います。

○人事課長（堀川慎一） まず、一つ目は、仕事の時間ということで、フルタイム勤務になりますので7時間45分ということになります。

それと、二つ目の大雨災害の対応ということで、再任用職員が皆さん帰ってしまったという、責任の違い、皆さん責任がある仕事をしてもらっておりまして、確かにちょっとモチベーションとかが落ちているとかはあるとは思いますが、今まで再任用職員の人たちは職員研修というものを行っておりませんが、そういったものも考えながらやっていきたいなど、責任があるものと思っております。

続いて、再任用制度の……。

○委員長（工藤光志委員） 答えられる方が教えてください。

○人事課長補佐（福士太郎） 三つ目の降給についての考え方ですけれども、これまで降給という場合、分限上、職員が、何か非違行為であったりとか、ふさわしくないような場合に給料を下げるというようなことであったのですけれども、今回の場合はもう条例上、単純に7割の額にするとかということで、特にそういった非違行為をしたとか、そういう分限のいわゆる処分的なことということでなくても下がるものの書きぶりを整理するのに合わせて、今回、そういった降給の事由ということで条例改正のほうを対応しようということでもあります。（「よく分かりました」と呼ぶ者あり）

○人事課長（堀川慎一） 暫定再任用と定年前再任用短時間勤務制の違いという部分なのですが、暫定再任用は任用期間が1年でございます。その中で、フルタイム勤務と短時間勤務を選択することができます。そして、定年前再任用短時間勤務制は、任用期間が引き上げられた定年退職日までとなります。そして、短時間勤務のみとなる点が違いでございます。

○22番（佐藤 哲委員） 最後になります。うっかりして聞くのを忘れました。

新採用の、これはもちろん、職員が残れば、新採用の新卒者の人たちとの絡みですよ。新陳代謝というものがうまく考えられているのかどうかというのを、考慮されているのかどうかというのを聞きたい。これだけ、一つ聞いておきます。

○人事課長（堀川慎一） 新規採用の考え方ということで、新規採用の考え方については、今後の退職者数、今後の拡大・縮小となる業務などを考慮して、また各年度に採用の人数に偏りが生じないように、今現在でつくる3年間の退職者数、業務量を考慮して、採用人数を決定しているところです。それで、定年延長、段階的な引上げによりまして、2年に一度は原則的に定年退職者が発生しない年度もあるのですけれども、そこは、今後の中期的な視点で、計画的に毎年度新規採用者を採用したいと考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○21番（三上秋雄委員） 一番気になっているのが、佐藤委員からも話があった新しい職員との関係ですけれども、今、課長から説明があつて考慮して進めていくと。考慮というのは、我々が心配しているのは、新任の人たちが少なくなるのではないかなというのがやっぱり一番心配な話で、考慮していくというのは、言葉の使い方だはんで、そこはあまり影響がないように――あまりではない、影響がないようにしてもらわねば、やっぱり今若者が中央のほうに行くと、働く場所がないという、それが一つの、一番の要因になっていると思うしき。そこは本当に気をつけてやってもらわなければならないことだはんで、ちゃんと気をつけてやってもらえればと。

それと、この制度を設けて、市の財政に関わる方策が出てくると思うのだけれども、それはどのように見ているのか。簡単でいいです、分かる範囲で。

○人事課長（堀川慎一） 採用の関係は、毎年度採用を計画的にしていきたいと考えております。

あとは財政への影響です。定年の引上げ後の7割水準と現行の再任用職員と比較しますと、期末・勤勉手当の支給月数と、支給される手当の種類も増えることから、給与水準がそれに伴い増加して、人件費も増加する試算でございます。試算では、引上げ後の経過期間が終了し、令和14年度以降につきましては、毎年2億円弱の人件費が増加する見込みでございます。

○21番（三上秋雄委員） 今、課長から、2億円ぐらいが毎年増えていくと。当然、増えていくよな、でも人口は減っていきわけだでばな、市は。今のところ、増える可能性はほとんどないと思うのだけれども。経費的にはすごくかかっていくということになるはんで、これも国からの達しだば国からも入ってくると思うのだけれども、そこのところは十分留意してやってもらいたいなと思います。これは要望。

それと今、課長、毎年というのは、できるだけ新職員の人数は減らさないように、退職者に合わせた形で計画を立てるのではなくて、そういうやり方をすると、どこかでその年代のところが、職員たちが空白になるというのも、これもまた、組織としては絶対あってはならないと思うし、そこは十分気をつけて。

それと、再任用を今現在やっているわけですけども、再任用で休職している人というのは、今どういう、どのぐらいの人数で、何が理由なのか。ありますよね。現職の職員でも休んでいると、例えば体調を崩して、鬱とかそういうのになって休んでいるというのはよく聞くのだけれども、これはさっきの佐藤委員が話をしたように、岩木の例を挙げて、責任を持たせれば大変だという形のものが結構、その要因になっているみたいで、今現在、再任用で登録はしている——登録と言えはおかしいけれども、再任用で残っているのだけれども、休職しているというのは何人ぐらいあるのですか。把握していましたか、把握してねば後で……把握しているか。

ちょっと把握して、ただ、今までのように、この制度に乗って、退職者が65歳までとなったとき、そういうときというのはどういうふうな方法で、これは心配しているのだけれども、再任用で残っていながら休職している、でも給料はもらう、もらうよな。再任用でも職員の身分と同等になっていると思うはんで。だから、こういうのが出てくる可能性もあるし、現在も結構、職員の中でも病んで休んでいるというのも聞く。こういう制度をやったとき、そういうのを変えるというのはできないのか。それこそ何か月も休むとか、そこも同時に直していれば、ちょっとまねなと思うのだけれども。部長にこれは聞きたい。

○総務部長（番場邦夫） 現行の再任用制度では更新は1年更新になっておりますので、体調が芳しくない場合は、必ずしも翌年度、辞令が出ていない以降は、本人の健康状態とか、あるいは考慮して更新しない場合もございます。それで、新しい制度は、そこのところが1年更新でなくて、定年の退職日までということになると思うので、その辺については国の運用とか他市の状況も考慮して検討してまいりたいと考えております。

○21番（三上秋雄委員） 最後。今、部長から説明があったのだけれども、今の再任用は1年契約だと。それで、どのぐらいあるのだがと聞いても答えられない。これ、恐らく再任用の今の現状のあれは、自己申告しなければ1年更新でやっていくというの、それはちょっと無理なのかな。担当のほうで分らねんだから、人数を把握していないということだから、ここで答えられないということは。したはんで、ぜひ部長には、人事をやったら人事をやった責任もあるんだはんで、やっぱりそういうのを把握してねば。それ、わ、最後に要望で終わるはんで、後でいいはんでどのぐらい休んでいるか、資料を出してください。

○委員長（工藤光志委員） 委員長から申し上げます。後ほど調査して、資料を各委員の方に御提出をお願いいたします。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第140号 弘前市職員の高齢者部分休業に関する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第140号弘前市職員の高齢者部分休業に関する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第140号弘前市職員の高齢者部分休業に関する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正により定年が引き上げられることに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応える部分休業制度に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案の概要につきまして御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

まず、資料の項目2、背景等についてであります。高齢者部分休業制度は平成16年に地方公務員法において導入された制度であり、定年退職後の人生設計のための準備や、経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される社会的貢献への従事などの観点から、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がない場合、任命権者が部分休業を認めることができることとしているものであります。

令和3年6月に、国会において定年引上げに係る地方公務員法の改正法案が可決された際、衆議院及び参議院それぞれの総務委員会において、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするよう関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な支援を行うことと附帯決議が付されており、総務省からは、制度の導入を積極的に検討するよう通知されているところであります。

次に、資料の項目3、制度の内容についてであります。60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から定年退職日までの期間中、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で30分単位で勤務しないことを承認することができるものであります。

給与への影響といたしましては、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

当該勤務しない1時間ごとに給与を減額し、また、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することとなります。取消、短縮につきましては、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、休業の承認を取り消し、または休業時間を短縮することができることとしております。

また、延長につきましては、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業の延長を承認することができることとしております。

最後に、本議案の施行日ですが、定年延長に伴う関係条例の施行日と同様、令和5年4月1日の施行とするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○21番（三上秋雄委員） まさに、さっき話をしたのは、この件に関わってくるところなのだけれども。

そこで、担当の部としては、これは大変な、ここは大事な部分になってくると思うのだけれども、加齢による、例えば定年の延長ということの中で、これは認めるとか、こういう条件つきのあれになるのだとか、それからいけば、年がいつてき、仕事されねへも登録しておくがと。わ、残るじゃと。例えば例として、最低ぎりぎりのところの条件で、わ、仕事しているじゃとなれば、これは職員の士気にも関わると思うのだよな。

ここはしたはんで、本当に大事なことで、そこの任命権者が認めた場合とかとあるのだけれども、ここは十分気をつけて、覚悟を持ってやってもらいたいなと思っていましたけれども、部長からそのことについて、一言。

○総務部長（番場邦夫） この高齢者部分休業が導入されている自治体自体が、これまでかなり少ないことから、そういった導入されている自治体の運用の例とか、国家公務員の運用の例をちょっと研究してまいりたいと考えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第144号 弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第144号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案

を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第144号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度における一般職の国家公務員の給与改定に準じ、あわせて地域における民間事業の従事者の給与等の状況を勘案し、一般職の職員の基本給月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださるようお願いいたします。

(1)は、一般職の職員に支給する勤勉手当を0.1月分引き上げようとするものであります。今年度は12月分を0.1月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.05月分引上げとするものであります。

(2)は、再任用職員に支給する勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。今年度は12月分を0.05月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分引上げとするものであります。

(3)は、特定任期付職員に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものであります。今年度は12月分を0.1月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.05月分引上げとするものであります。

そのほか、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、基本給表について、主に若年層の職員を対象に0.3%程度、本年4月に遡って引き上げようとするものであります。また、会計年度任用職員に対する改正後の基本給表の適用について、他市の状況や当該職の任用の特性を踏まえ、翌年度から適用しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第142号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案

議案第143号 弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第142号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案並びに議案第143号弘前市特別職の職員の給料等に関する

条例の一部を改正する条例案については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第142号及び第143号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○**総務部長（番場邦夫）** 議案第142号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第143号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、一括して御説明申し上げます。順序を逆にして143号、142号の順で御説明させていただきます。

議案第143号は、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださるようお願いいたします。

資料にありますとおり、期末手当の支給割合を0.1月分引き上げようとするものであります。今年度は12月分を0.1月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.05月分引上げとするものであります。

次に、議案第142号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、常勤の特別職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容については、常勤の特別職の職員と同様となっております。

説明は以上であります。

○**委員長（工藤光志委員）** 議案第142号及び第143号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第142号及び第143号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第142号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第143号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時00分 散会】